

社会福祉法人慈恵会 役員等報酬規程

社会福祉法人 慈恵会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬（交通費を含む）はこれを支払わないものとする。(平成29年12月改正)(平成30年6月改正)

	日 額 報 酬 (交通費を含む)
理事会出席報酬等	9, 1 2 0 円 (うち所得税1, 1 2 0 円含む)

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。(平成29年12月改正)(平成30年6月改正)

なお、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬（交通費を含む）を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬（交通費を含む）はこれを支払わないものとする。(平成29年12月改正)

	日 額 報 酬 (実費弁償を含む)
評議員会出席報酬等	9, 1 2 0 円 (うち所得税1, 1 2 0 円含む)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

ただし、職員給与として支払うものとする。(平成30年6月改正)

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。（平成29年12月改正）

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	9, 1 2 0 円 (うち所得税額1, 1 2 0 円円含む)	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月16日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月6日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年1月23日より適用する。

別 表 1 (平成 29 年 12 月改正) (平成 30 年 6 月改正) (平成 31 年 1 月改正)

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬 等(日額)	(1) 就任から 10 年未満 →手取り報酬額 20,000円 (2) 10年～15年未満 →手取り報酬額 30,000円 (3) 15年以上 →手取り報酬額 50,000円 ※報酬の源泉徴収税額は年度の源泉 徴収票(日額表)による。 ※なお、法人の収支状況によっては 報酬額を減額することがある。	ただし、理事長専 任の場合に限り、日 当の増減は20日と する。
業務執行理事業務報酬等 (月額:乙欄)	256,530円 (うち所得税6,530円含む)	職員給与として 支払う。
理事及び評議員業務報酬 等 (日額)	9,120円 (うち所得税1,120円を含む)	
監事監査指導報酬 等 (日額)	20,400円 (うち所得税4,400円を含む)	